

月報 平成30年 3月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

1月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は166人となり、前年同月と同率であった。
- ・月間有効求職者数は616人となり、前年同月比で4.9%減少した。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数（一般・パート全て）は275人となり、前年同月比では、一般求人が1.3%増加、パート求人は58.3%増加した。
産業別でみると、飲食店・宿泊業、医療・福祉分野が増加し、建設業、製造業、卸売・小売業は減少したが、全体として19.0%の増加となった。
- ・月間有効求人数は806人となり、前年同月比で9.5%増加した。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・有効求人倍率は、前年同月を0.17ポイント上回る1.31倍であった。
なお、内訳では一般の有効求人倍率が1.26倍、パートの有効求人倍率が1.42倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成30年1月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	166	30.7	0.0	
	うち男	73	30.4	▲ 13.1	
	うち女	92	29.6	12.2	
	年齢別	～44歳	83	56.6	5.1
		45～54歳	27	22.7	▲ 12.9
		55歳～	56	7.7	0.0
	月間有効求職者数	616	▲ 6.2	▲ 4.9	
	うち男	296	▲ 8.1	▲ 13.2	
	うち女	319	▲ 4.8	3.9	
	年齢別	～44歳	272	▲ 13.1	▲ 13.7
		45～54歳	108	0.9	▲ 3.6
		55歳～	236	1.7	6.8
求 人 関 係	新規求人数	275	▲ 4.5	19.0	
	主要産業別	建設業	15	▲ 58.3	▲ 37.5
		製造業	60	57.9	▲ 10.4
		卸売・小売業	35	20.7	▲ 14.6
		飲食店・宿泊業	23	▲ 59.6	155.6
		医療・福祉	89	50.8	43.5
	月間有効求人数	806	7.3	9.5	
就 職 関 係	紹介件数	198	10.0	▲ 9.6	
	うち男	98	1.0	▲ 14.8	
	うち女	99	19.3	▲ 4.8	
	就職件数	47	▲ 37.3	▲ 6.0	
	うち男	24	▲ 31.4	▲ 17.2	
	うち女	23	▲ 42.5	9.5	

※性別を登録していない者がいるため、総数と男女の計は必ずしも一致しない。(パートを含む)

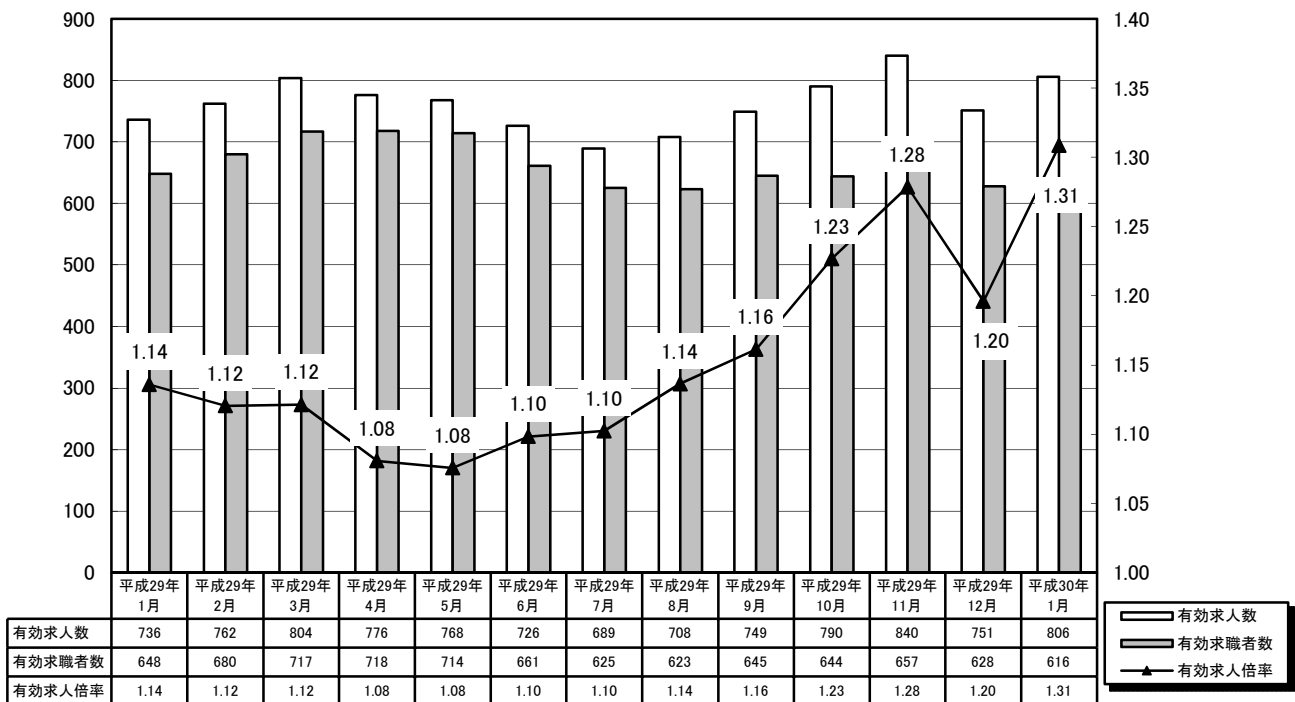
雇用保険取扱状況 平成30年1月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	815	811	802	
	資 格 取 得 者 数	112	95	101	
	資 格 喪 失 者 数	149	67	121	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,142	11,178	10,922	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	38	33	44
		受給者実人員	134	114	160
		支給金額(千円)	18,561	11,643	20,955
	高齢	受給者数	10	4	8
		支給金額(千円)	2,239	1,011	1,732
	特例	受給者数	7	17	12
		支給金額(千円)	1,312	2,984	2,126
	再就職 手 当	支 給 人 員	23	16	19
		支給金額(千円)	10,962	5,519	6,603

労働市場の動き（平成30年1月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



雇用保険関係手続の届出処理について

◇ハローワークでは離職票の発行手続を最優先として行います。

そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は、資格取得届の処理に特に時間を要しますのでご注意ください。

- ◎離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合
 - ◎前事業所の資格喪失日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合
 - ◎被保険者番号が不明の場合
- ⇒ あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載して頂きますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けての提出をお願いします。

・資格取得届の提出は、可能な限り(※)最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。(例:4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降)

(※)被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに資格取得届の提出をお願いします。

◇来所による届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

詳しくはハローワーク白石(TEL0224-25-3107)へお問い合わせください。

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※裏面の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。